

登米市国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画〔概要版〕

計画の趣旨

- データヘルス計画 …………… 被保険者の健康・医療情報を活用し、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画（国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針）
- 特定健康診査等実施計画 …… 被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導の具体的な実施方法・目標を定める計画（高齢者の医療の確保に関する法律）

計画の目的

被保険者の健康寿命の延伸を図り、医療費の適正化に資する

計画期間

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）

データの分析

■ 健康寿命（令和2年）

区分	市	県
男性	78.83歳	80.05歳
女性	83.30歳	84.17歳

■ EBSMR※（令和2年）

区分	男性	女性
脳血管疾患	140.9	134.4
心疾患	140.8	112.2

※標準化死亡比 経験的ハイズ推定
100より大きい場合は全国と比べて出現割合が高いことを表します。

■ 医療費の状況（令和4年度）

- 平成30年度との比較
 - 総医療費 …………… 約2億7,500万円増加
 - 1人当たり医療費 …………… 約5万3,000円増加
 - レセプト1件当たり入院費 …… 約6万7,000円増加
- 生活習慣病が占める割合 …………… 52.7%
- 疾病別医療費の順位
 - 1位 糖尿病
 - 2位 慢性腎臓病（透析あり）

■ 特定健康診査・特定保健指導の状況（令和4年度）

- 特定健康診査受診率 …………… 61.3%
- 特定保健指導実施率 …………… 14.2%
- HbA1c6.5%以上 …………… 14.2%
- メタボリックシンドローム該当者の割合

区分	H30年度	R4年度
男性	35.2%	40.0%
女性	14.3%	15.4%
計	24.7%	27.8%

健康課題

- 健康寿命が県と比較して短い。
- 脳血管疾患のEBSMRが高い。
- 総医療費は増加傾向にあり、総医療費のうち生活習慣病の占める割合が高い。
- 糖尿病の医療費の割合が高く、医療機関の受診が必要な方の割合が高い。
- 透析の医療費の割合が高い。
- メタボリックシンドローム該当者の割合が増加しており、特に男性で増加している。

保健事業のPDCAサイクル



評価

- 年度ごとに個別保健事業を評価し、第三者からの助言を受け、事業の見直しを行います。
- 令和8年度に中間評価として、計画全体の進捗状況を確認し、必要に応じて評価指標や目標値、個別保健事業の見直しを行います。
- 計画全体の目標の達成状況については、計画期間の最終年度に評価を行います。

計画全体の目標

- ～ ベースライン（令和4年度）→ 目標（値）～
※EBSMRのベースラインは令和2年度
- 生活習慣病の発症を予防する
 - 特定健康診査受診率 61.3%→**63.5%**
 - 特定保健指導実施率 14.2%→**21.0%**
 - 特定保健指導による特定保健指導対象者減少率 20.0%→**増加**
 - メタボリックシンドローム該当者の割合 27.8%→**減少**
 - 生活習慣病の重症化を予防する
 - 特定健康診査受診者のうちHbA1c7.0%以上の方の割合 6.7%→**減少**
 - 新規人工透析導入患者の割合 0.05%→**減少**
 - 脳血管疾患のEBSMR 男性 140.9→**低下**
女性 134.4→**低下**
 - 心疾患のEBSMR 男性 140.8→**低下**
女性 112.2→**低下**
 - 調剤費を維持・抑制する
 - 1人当たり調剤費 74,000円→**抑制**
 - 生活習慣病にかかる医療費を維持・抑制する
 - 50万円以上の高額レセプトのうち、メタボリックシンドロームと動脈硬化性疾患の割合 13.9%→**減少**

個別保健事業

- 特定健康診査受診率向上事業
受診率の低い65歳未満の方に周知啓発等を行い、受診率向上を図ります。
- 特定保健指導実施率向上事業
初回面接分割実施の継続や実施率の低い男性に電話での参加勧奨などを行い、実施率の向上を図ります。
- 生活習慣病重症化予防事業（糖尿病性腎症）
糖尿病の重症化リスクのある方に通知や電話などにより医療機関への受診勧奨を行い、かかりつけ医と連携した保健指導により生活習慣改善のサポートを行います。
- 生活習慣病重症化予防事業（糖尿病）
糖尿病の疑いがある方に通知や電話などにより医療機関への受診勧奨を行います。
また、被保険者に生活習慣病について啓発を行い生活習慣病の発症と重症化の予防に取り組みます。
- インセンティブ事業
インセンティブを提供することで、特定保健指導参加者の継続利用や目標達成の後押しを図ります。
- 重複・多剤服薬対策事業
服薬に課題のある方に対して状況確認や情報提供などにより適正服薬を促します。
- 後発医薬品利用促進事業
後発医薬品の利用促進により、被保険者の負担軽減と医療費の適正化を図ります。
- 地域包括ケアに係る取組
関係部署等に医療費や健康課題などを共有し、連携を図りながら事業を推進します。